

開催日時	2006年6月3日（土）14:30～16:30
場 所	大阪ビジネスパーク 円形ホール
参加者数	委員 19名 河川管理者 32名

## 1. 決定事項

- 平成17年度事業の進捗点検への意見書案の作成担当が次のように決定した。担当者は6月11日（日）までに庶務に意見書を提出する。

計画：川上委員 治水：澤井委員、綾委員 利水：千代延委員 環境：谷内委員、西野委員  
利用：高田委員、綾委員

- 淀川部会として、環境-17-1、環境-17-2、環境-17-3についても意見を述べる。

## 2. 検討の概要：平成17年度事業の進捗点検についての意見書に関する意見交換

資料3-3「河川整備計画基礎案整備シートに係る平成17年度事業の進捗点検についての意見書（案）」を用いて、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

### ○ 計画-1-1 河川レンジャー

- 河川レンジャーを通じて、河川整備計画の取り組み内容を地域住民に説明してもらいたい。教科書のようなものを作っていく必要があるだろう。
- 河川レンジャーには、講習や研修が必要だ。

### ○ 環境-2-2 横断方向の河川形状の修復を実施（楠葉地区）

- 今後も連続してワンドを作っていくって欲しい。
- ワンドの形成だけではなく、「たまり」が重要だ。楠葉にも「たまり」になる可能性がある箇所がある。城北ワンドでは早急な環境改善が難しいので、ぜひ楠葉でお願いしたい。
- なぜ今年の調査でイタセンパラ等が見つからなかったのか、原因をはっきりさせないといけない。イタセンパラを戻したとしても、増えない状況では意味がない。
- 「切り下げ」という大きな事業の中に「ワンド」を位置づけているのか。位置づけについて教えて欲しい。  
←連続性確保を確保するための事業が「横断方向の修復」だ。ヨシ原のためには高水敷の切り下げ、楠葉ではワンドやたまりの再生といったように、広い意味での「横断方向の修復」の中にいろんな手法があるという位置付けだ（河川管理者）。

### ○ 環境-5-1 水位操作の試行を実施（淀川大堰上流）

- 基礎原案では、淡水域の水質改善を目的としているが、もう少し広く「生物環境の復元」を目的にした方がよい。また、流水域の環境の復元も重要だ。
- イタセンパラ以外の種について、特別な変化はないのか。  
←今回はイタセンパラの調査をした。今後、他の種についても調べた上で整理していく。以前に比べてタナゴ類の減少が見られる（河川管理者）。

### ○ 治水-1-1-1 ～ 治水-1-4-1 水害に強い地域づくり協議会

- ハザードマップを作っていない自治体はあるのか。自治体間でハザードマップのスケール調整がなされているのか。昼間と夜の違いについては考慮されているのか。  
←和歌山では、津波に備えて町内に標高を表示している他、避難の予行演習もしている。
- ハザードマップを住民がどう活用していくか。今のハザードマップではわかりにくいので、ハザードマップと住民説明会等を組み合わせることが大切だ。
- 自治体間の連携が大事だ。どこにどんな年齢の方がどれだけ住んでいるのか、把握していくことが大事だ。  
←自治体によれば、個人情報保護との関連で困っているということだ（河川管理者）。
- ハザードマップを持って、避難訓練を実施することが大切だ。訓練によって、地域のことも把握できる。特に地下街の訓練が非常に重要になってくる。
- 「土地利用の規制・誘導」を水害に強い街づくり協議会でやっていけるのか。  
←街づくりと関連させて水害に強い街を作っていくのが、この協議会の目的だ。淀川流域は堤防が決壊すると一気に氾濫する。「氾濫するところに街を作るな」というのは不可能であり、そこをどう調整していくかということになる（河川管理者）。  
←抽象的な文言だけではなく、具体的なヒントを書かないといけない。誘導する方法もいろいろあると思う。土地計画法や建築基準法の改正に向けた働きかけや自治体に街づくりの具体的な方法を提示してい

くための方法を意見書で述べないといけない。

- ・予防的な措置に補助金を出すようなシステムも考えていくべきではないか。

### ○ 治水-3-1 ~ 治水-3-4 堤防補強

- ・堤防には分からないことが多い。「分かっていないところは破堤する」という覚悟で進めて欲しい。
  - ←土質や基礎地盤は場所によって違う。ボーリング調査中だ。必要な箇所では対策を講ずる。木津川には田んぼの土を盛り上げたような箇所があるので対策を進めている（河川管理者）。
- ・調査でどこまで弱点が把握できているか。ボーリングの間隔は25mピッチ程度でなければ、弱点を見逃してしまう。新しい方法を開発しないとイケない。
  - ←現在は「200mピッチ、横断方向に3本」でボーリングをしている。これだけでは網羅できないが、たとえ堤防補強が完了しても、絶対安全ということではない。維持管理をしつつ、地域住民とも話をし、両輪で進めて行かざるを得ないと考えている（河川管理者）。
- ・HWLを超える水位で破堤しても、河川管理者は管理責任から逃れるかもしれないが、HWLまでの堤防は壊れないようにして欲しい。
  - ←法的な管理基準と河川管理者としてやっていくべき事はちがう。河川管理者も「法的管理責任までやればよい」とは思っていない。別個に考えないとイケない。
  - ←管理の瑕疵があった場合は賠償しないとイケない。「責任」というのは、国家賠償法の対象になるかならないかということだろう。越水対策はやっていきたいが、直ちに取りかかれぬ理由については、これまでも繰り返し、「法令と技術基準が整備されていないため」と述べてきた。現状では越水に対する工法が確立されていない。法令についても同様だ。管理責任のある水位以上の水位について、確実な方法が用意されていないのに、対策をするべきかどうかということもある。法令が改正され、技術基準が改正されれば一気に進む。まずは「技術基準を確立するための検討をしっかりとやれ」ということだと思っている（河川管理者）。
  - ←「努力したい」と言うが、現実的にはやっていない。そこが問題だ。

### ○ 治水-8-1 阪神西大阪線淀川橋梁改築事業（再掲）

- ・淀川以外の河川（猪名川等）についても触れておかないといけない。
- ・橋梁や陸閘等の耐震性チェックはしているのか。
  - ←それぞれの管理者が順次チェックを行っている。陸閘については、想定されている範囲（東南海地震）では大丈夫だと認識している。考えられる対策はしているが、水門そのものの耐震の考え方がマニュアル化されていない。マニュアル化されれば追加的な対策が必要になるかもしれない（河川管理者）。

### ○ 利用-3-4 淀川大堰閘門設置検討

- ・舟運の影響も考えて、トン数やノット数等、具体的な運用に関する検討を進めていかないとイケない。
  - ←閘門の設置にあたっては、災害時の運搬を考慮した大きさが前提になる（河川管理者）。
  - ←舟運については2つの考えがある。「水制工があったからそれなりの環境が保たれた」という考え方と「そろそろいいかげんにしてはどうか」という意見だ。閘門ができた後にプレジャーボート等の利用が行き過ぎないようにしておかないといけない。

### ○ 利用-3-3 淀川舟運低水路整備検討

- ・水制工設置の事前調査が必要だ。本来であれば2年くらいの調査が必要だ。
  - ←舟運航路確保のための検討については、整備計画基礎案に明記している。水制工設置が検討の一環だという認識だった。昨年末、はじめて淀川環境委員会に説明した。環境面で大きな影響はなく、もし環境への変化があったとしても、大型土嚢による設置なので、すぐに撤去できると考えていた。しかし、環境委員会から「調査をしてからやるべきだ」という意見を頂いたため、まずは調査検討をしていくことにした（河川管理者）。

### ○ その他

- ・旧巨椋池排水機場の樋門撤去工事が行われる。一時的に堤防を切るため、堤防斜面を見ることが出来る。視察の機会を設けたい。8月初旬頃を予定しているので、庶務を通じて、日程調整をしたい。
- ・委員会の意見書作成WGを組織する。各部長には担当をお願いしたい。具体的な作業はメールで行うが、必要に応じて、何名かの委員に作業をお願いすることになるだろう。

以上

※結果報告は、委員の皆様主に決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。